

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成28年5月16日

公立大学法人奈良県立大学 理事長 北岡 伸一

第1 競争入札に付する事項

1 入札業務名

東アジア・サマースクール2016運營業務委託

2 事業の概要

東アジア・サマースクール2016

ア 実施時期 平成28年8月18日(木)から8月30日(火)

イ 実施場所 奈良県立大学、奈良県内ほか

ウ 参加者 東アジア地方政府会合会員地方政府および所属大学から推薦された大学生・大学院生等おおむね45名の予定
(15コマ講義については、おおむね40名程度の一般聴講生を追加する予定)

3 委託業務の概要

東アジア・サマースクール2016の運営に係る業務を委託します。

4 委託期間

契約締結日から平成29年2月28日(月)まで

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 参加資格

本件委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる者としします。なお、責任の所在を明確にする観点から、複数の事業者で構成される共同企業体による参加は受け付けません。

ア 公立大学法人奈良県立大学契約規則第2条第2項に該当しないこと。

イ 国税及び地方税を滞納していないこと。

ウ 奈良県の指名停止又は指名留保の措置期間中でないこと。

エ 銀行の取引停止又は差し押さえを受けていないこと。

オ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと又はそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。

カ 奈良県の競争入札参加有資格者で、過去5年間に国又は地方公共団体が主催する国際的なフォーラムやセミナーの企画・運營業務の請負実績が2件以上あり、かつそのうちの1件には開催期間が5日間以上の国際的なフォーラムやセミナー(※)の運營業務の請負実績を有すること。

(※) 国際的なフォーラムやセミナーとは、日本以外の複数の国からの参加を前

提として開催されるフォーラムやセミナー等とする。以下同じ

キ 円滑な業務運営を行うために、合計8名以上の運営スタッフの確保が可能であること。なお、カリキュラム調整担当者は、受託者の正社員であり、過去5年間に国又は地方公共団体が主催する開催期間が5日間以上の国際的なフォーラムやセミナーにおいて、関係者との事前調整や運営計画の調整等の業務に従事したことがあること、また、全体運営統括責任者（正・副）は受託者の正社員であり、過去5年間に国又は地方公共団体が主催する開催期間が5日間以上の国際的なフォーラムやセミナーにおいて、運営マニュアルの運用管理やカリキュラムの進行管理等の経験があることなど、各役割に対応したスタッフを揃えること。

(2) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合には、失格とします。

- ア (1)参加資格を満たしていないとき。
- イ 同一の事業者から複数の入札があったとき。
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- エ そのほか不正な行為があったとき。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書の交付	平成28年5月16日(月)～ 平成28年5月30日(月)	奈良県立大学ホームページ「調達情報」頁 (http://www.narapu.ac.jp/chotatsujoho.html)に掲載又は奈良県立大学事務局総務課で交付
入札説明会への参加申し込み (FAXで提出し、電話で受信確認すること)	平成28年5月30日(月) 午後5時まで	奈良県立大学事務局総務課企画調整係 〒630-8258 奈良市船橋町10番地 TEL:0742-22-4978 FAX:0742-22-4991
入札説明会の開催	平成28年6月1日(水) 午後2時から午後3時まで	〒630-8258 奈良市船橋町10番地 奈良県立大学3号館協働サロン
参加資格に関する質問の受付期間	平成28年5月16日(月)～ 平成28年6月3日(金) 午後5時まで	奈良県立大学事務局総務課企画調整係 summer-school@narapu.ac.jp
参加意向申出書の受付 (持参又は郵送で提出すること。)	平成28年5月16日(月)～ 平成28年6月7日(火) 午後3時まで (郵送の場合、期限までに到達したもののみ有効)	奈良県立大学事務局総務課企画調整係 〒630-8258 奈良市船橋町10番地 <u>TEL:0742-22-4978</u>
業務仕様書に関する質問の受付期間	平成28年5月16日(月)～ 平成28年6月7日(火) 午後3時まで	奈良県立大学事務局総務課企画調整係 <u>summer-school@narapu.ac.jp</u>
入札資格確認結果通知書の発送	平成28年6月9日(木)	

非該当理由の説明 書請求の提出期限	非選定通知後2日以内	奈良県立大学事務局総務課企画調整係 〒630-8258 奈良市船橋町10番地 TEL:0742-22-4978
非該当理由の回答	上記書面の受領後2日以内	
郵便による入札の 場合の提出期限	平成28年6月15日(水) 午後5時まで	奈良県立大学事務局総務課企画調整係 〒630-8258 奈良市船橋町10番地
入札・開札	平成28年6月16日(木) 午後2時から	〒630-8258 奈良市船橋町10番地 奈良県立大学3号館協働サロン

上記の期間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

第4 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「東アジア・サマースクール2016運営業務委託に係る入札書」と朱書して、平成28年6月15日(水)午後5時までに到着するようにしてください。

第5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条第2項各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、入札参加資格申請書類を平成28年6月7日(火)の午後3時までに第3の表中に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、公立大学法人奈良県立大学契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事

由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本学が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。